



サツマイモ基腐病に注意

サツマイモ基腐病は、
かくばいびょう

昨年町内での発生が確認されました。今年も、すでに県内の農地で発生が確認されているほか、町内でも一部農地で発生しています。

サツマイモ基腐病は、大雨や台風により発病株の胞子が拡散し、周辺の株へ感染して発病の拡大を招きます。

現在、発生が見られない農地でも、早期発見に努め、防除対策を行いましょう。

- ②発病初期の株は早期に除去し、農地外に持ち出して適切に処分する。
- ③発病株を除去した後、アミスター20フロアブル、Zボルデーおよびジーファイン水和剤などの薬剤散布による防除を行う。

- ④発病が確認された農地での作業後は、農機具や長靴の洗浄を行い、健全な農地に病原菌を持ち込まない。

問い合わせ先
県北薩地域振興局
農政普及課出水市駐在
☎(63)3115

○病害の見分けかた

地際の茎が黒変し、茎葉は黄色や紫色に変色し、次第にしおれる。茎葉が繁茂する時期には、茎が黒または黒褐色に変色し地上部が枯死する。枯死株の塊根は、主に、なり首から腐敗する。

○発病初期の防除対策

- ①基腐病は水がたまるような場所で発生しやすいので、農地の排水対策を適切に行いつ。



森林の土地を取得したときは届出を

平成23年4月の森林法改正により平成24年4月以降、森林の土地の所有者となつたかたは市町村長への事後届け出が必要となっています。

○対象となる土地
県が策定する地域森林計画の対象となつている森林
※地域森林計画対象森林に該当するかどうかは、お問い合わせください。



問い合わせ先
役場耕地林務課林務係
☎(86)1159[直通]

○届け出期間
土地の所有者となつた日から90日以内
○届け出事項
届け出書には届け出者と前所有者の住所氏名、所有者となつた年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所および面積とともに、土地の用途などを記載します。

- 添付書類として登記事項証明書(写し可)または土地売買契約書など権利を取得したことが分づく土地売買契約の届け出を提出しているかたは対象外です。
- 個人、法人問わず売買や相続などにより森林の土地を新たに取得したかた
- ※ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届け出を示す図面が必要です。